発行所: 一般社団法人東京都病院協会 / 発行人: 河北博文 〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館内306号 TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL: http://www.tmha.net / E-mail: tmha@mri.biglobe.ne.jp

アリコ ジャルじ AIG

東京都病院協会 引受保険会社 医療共済制度

東京都墨田区錦糸1-2-4 AIGタワ・ アリコ ジャパン 全国法人開発部 TEL(03)5619-3827

2009年(平成21年)5月26日

第145号

毎月1回 定価 200円 (会員購読料は会費含む)

|年度診療報酬改定

に係る

日本病院団

協 議

会

改定の前年、中央社会保険医療協議会 集結したものである。 すべく、日本にある十一の病院団体が 病院の代表者を中医協委員として選出 (以下、中医協) 改革の指針を受けて、 日本病院団体協議会 周知の通り平成十八年度診療報酬 (以下、 協議会)

険中央病院の齋藤院長が委員長を努め 議であり、平成二十年三月までは社会保 して診療報酬改定に係る要望書を作成 られ、多くの実績を残されてきた。 してきた。その作成を行うのが実務者会 この協議会では、その中心的な役割と

多岐にわたり、しかも官民格差がある らの毎日である。 十一もの病院団体の意見を、 きるものかと、現在も頭を悩ませなが 病院の長である私が纏めることなどで 院機構、療養病床から精神科病院まで、 が委員長となった。 大学病院、国立病 **抦院協会を代表して出席していた猪口** 平成二十年四月より、(社)全日本 弱小民間

をここに記すとともに解説を加える。 今回、その要望書 (第一報)の内容

> 平成二十一 厚生労働省保険局長 水田 年四月十六日

平成二十二年度 係る要望書 (第一報 診療報酬改定に

していることが主因となっている。 に、ついには「立ち去る」 医師が続出 務に相応した待遇もされていないため の医師の疲弊は甚だしく、且つまた、激 じめとして、病院医療に従事する医師 底に医師数不足がある。救急関係をは しては多くの要素が考えられるが、根 医療全般に波及している。その原因と 性期医療、とりわけ救急医療、周産期医 き起こる現在、崩壊しつつあるのは急 に激務を強いており、その結果、これら 医療崩壊という言葉が日本中から沸 小児医療などであるが、すでに病院

て病院運営を正常化させるためには、 医療費を引き上げる必要がある。 CD加盟諸国の中でも低位である国民 を是正するためには、 師への報酬還元は不可能である。 これ せても、 り、個々の診療報酬を少しずつ増加さ そもそも、病院運営は赤字基調であ 病院が赤字基調である限り医 抜本的にはOE

邦雄殿

日本病院団体協議会

拠に基づく算定方式の創設

い止めるべく、 入院基本料は、 大幅に増額することを 病院医療の崩壊を食

要望する。 要望する。 に基づく算定方式が創設されることを また、その算定にあたっては、

増加が著しい。 その収益に比し大幅に増加しており、 られるのは、病院運営の赤字基調であ 特に給与費、減価償却費および経費の 療の崩壊における根本原因として上げ 前文に述べたとおり、現状の病院医 また、病院における医業費用は、

して医業費用の増大を招いているため 安全性が強く求められ、当然の結果と これは、病院医療に高度な専門性 る必要がある もに、根拠に基づく算定方式を確立す 病院収益の基本となる「入院基本料 について大幅な増額が必要であるとと

業費用増には追従できず、

病院運営は

赤字基調となってしまったことを示し

である。しかし、医業収益はとても医

会問題を喚起してしまった。 とにより看護師の無理な引き合い、こ 得ない状況となってしまった。このこ 勤専従者・夜勤可能者)を行わざるを 多くの病院が配置人数の増加 (特に夜 れに伴う病棟閉鎖、病院閉院などの社 た看護基準の変更は、その対策として 一方、平成十八年度改定で導入され

く算定方式が創設されるべきである。

は、公平性・透明性が高く、根拠に基づ

止めるためには、是非とも入院基本料

したがって、病院医療の崩壊を食い

を大幅に増額することが不可欠である。

また、入院基本料の算定にあたって

委員長

猪口雄二 (寿康会病院理事長)

医療保険・経営管理委員会

要望書(第一

報)に

平成二十二年度診療報酬改定にあた 要望するものである。 このような病院医療の現実を鑑み、 重要項目 (第一報) として以下を

|(一) 七・一、十・一入院基本料にお

と看護基準の柔軟な運用

介護 (看護補助)業務の

確

ıΣ

入院基本料の大幅な増額と根

記

を要望する。

介護 (看護補助)業務を確立すること いても看護補助加算を算定可能とし、

٦̈ـ 併したために入院となることは、ごく 期病棟においても入院前から要介護状 態であった人が、さらに急性疾患を合 看護業務に占める介護業務の役割は増 日常的な診療実態である。このため、 近年の超高齢社会にあっては、 特に夜間の看護業務には欠かせな

創出という社会的要求の実現に寄与す 護補助)業務の確立は、 るものである。 務の質を向上させるとともに、雇用の いものとなっている。 このような実勢において、介護 (看 本来の看護業

(二)看護基準については、 床数等により、 棟における患者の状態や当該病棟の ることを要望する。 柔軟な対応を可能とす 病院 病 ることを要望する。

なものではなく柔軟な対応を可能とす 配置基準の運用に当たっても、画一的

(2)

な問題が生じている。 いる。そのため、現状では以下のよう 看護師配置を画一的なものとして 行の看護基準における算定方式

名夜勤体制を二名夜勤体制に変更する し、医療安全や看護の質向上の阻害因 見合った人員の配置に負の影響を及ぼ 夜勤時間帯の十分な看護や患者実態に 対策を採らざるを得ない。その結果、 等、より少ない看護職員の配置による Ιţ 中規模 (概ね四十床) 以上の病棟で 看護基準の算定を満たすため、三

不可能となっている。 評価を与える制度とし、その上で看護 (看護補助)者の夜勤について十分な いても看護基準の算定を満たすことが このような現状を鑑み、前述の介護 小規模 ( 概ね三十床 ) 以下の病棟で 入院基本料の必要人員を満たして

るため、月平均夜勤時間の実人員数に 本とすることを要望する また、夜勤も含め週四十時間労働を基 も含めるものとすることを要望する。 月あたり夜勤時間数十六時間以下の者 (三)日勤のみ勤務者の雇用を促進す

これらの看護職員の雇用制限が起きて かかわらず、看護基準を満たすために であっても採用を強く望んでいるにも きない看護職員も多く存在している。 いる。その結果、慢性的な看護師不足 各医療機関は夜勤ができない看護職員 現実に妊娠、 育児等により夜勤がで

が続く中、人員資源の有効活用が困難

個々の看護師の生活様式に適した柔軟 間とすることが法的にも妥当である。 となっている。 従者も含め、他職業と同様に週四十時 このような看護基準の運用により また、看護職員の労働時間を、夜勤専

以上

な雇用が可能となる。

以上が要望書の内容である。

れている。 費・経費の高い東京では過半数の病院 の病院が赤字経営となり、特に、人件 わせているのである。その結果、多く は無く、診療報酬という数値に皆が合 拠は皆無に等しい。事実の積み上げで 額と根拠に基づく算定方式の創設」で 幅な増額と根拠ある算定方式が求めら が赤字となってしまった。今こそ、大 れてきたものであるが、その数値の根 一つ目は、「入院基本料の大幅な増 幾度と無く診療報酬改定で操作さ 入院基本料は、過去何十年もの

る職場とするため、柔軟な看護基準の 現行の画一的な看護基準ではなく、子 ている。看護師不足が叫ばれている現 算定方式を要望したものである。 育てや妊娠中の看護師も安心して働け るためにも役立つはずである。さらに、 することは、看護業務の質を向上させ 在、急性期においても介護業務を確立 夜勤看護作業の多くは介護業務になっ 高齢者が多く入院している。そして、 ある。超高齢社会となった日本の病院 二つ目が、看護基準の柔軟な運用で 慢性期のみではなく、急性期にも

> て要望したことに意味があり、特に はない。しかし、日本の病院の総意とし もにすぐ実現に結びつくようなもので ある二点を要望した。もちろん両者と 今回は、第一報として最重要課題で

> 「入院基本料」については議論を始め るきっかけになれば、と考えている。今 会会員諸氏のご協力をお願いしたい。 て行く予定である。是非、東京都病院協 後も、第二報、第三報と要望書を作成し

> > 思っています。

不当な査定、

そして未収金です。

٦

消費税 (損税)、

なくなったことが背景にあります。

私は病院には「三大損失」があると

おります。

れらにより病院は大きな犠牲を払って

病院の未収金問題とは

# 未収金・発生防止 回収マー マニュアル |ユアルの発刊

# 四病院団体協議会 治療費未払い問題検討委員会からの報告-

東京都病院協会副会長 崎原 (永寿総合病院理事長)

はじめに

「マニュアル」について報告します。 た委員としてその事の感想と発刊した したが委員会に日本病院会から出席し 院協会の会報一二三号で途中報告しま て終了しました。 この問題は東京都病 本年三月十三日の第二十回の委員会に アル・回収マニュアル」を発刊して、 動をへて、「未収金・発生防止マニュ 第一回の委員会を開催し約四年間の活 題検討委員会」は、平成十七年六月に 四病院団体協議会の「治療費未払問

言えるでしょう。 れを受け入れられた余裕があったとも した。 裏をかえせばまだ医療界にはそ は「やむを得ないもの」とされてきま 間医療の公益性としてある程度のもの はあると思いますが、医療界では長い どの業界でも未収金と呼ばれるもの

療機関、特に病院は追い詰められてき た事、医療の高度化、 しかし、昨今の医療費抑制政策で医 、医療費の自己負

悪化して未収金問題はもはや放置でき を要するようになり病院の経営環境は 向上やアメニティーの向上のための医 のために人件費の増大、医療レベルの 費の増大、医師、看護師など人材確保 り、一方病院としては診療報酬の大幅 大など国民の支払い能力は悪化してお 医療保険費の増大、個人収入の格差拡 担額の増加、特定療養費の導入、介護 療器材の購入や改築などに莫大な経費 な削減、保険請求のできない診療材料

ている子供の給食費や保育料の未納者 けでありました。また昨今話題になっ が広くゆきわたりました、美濃部都政 で出してくれるものという誤った考え ます。一方で医療費は安いもの、保険 せまりこの制度の根底を揺るがしてい 民健康保険の未納世帯が五百万世帯に 立された国民皆保険制度でしたが、国 く変りました。国民がともに医療をさ ものであります。 と共通したモラルの欠如も指摘される で高齢者の無料化がその大きなきっか さえる共助の精神で昭和三十六年に確 また国民の医療に対する意識も大き

者として受診者、医療機関のほかに保 険者、そして監督官庁として厚生労働 未収金の問題はさらに複雑で、当事

# 東京都医師会・東京都福祉保健局 からの連絡事項(4月)

東都医発245号 平成21年4月22日 看護職員短時間正職員制度導入促進事 業の開始について

東都医発270号 平成21年4月23日

平成21年度医療法第25条第1項に基づ く立入検査の実施について 1.東京都福祉保健局「病院自主管理チェ

- ックリスト」を参照のこと 2.東京都福祉保健局「総合薬事指導チェ
- ック票」を参照のこと

21福保医政第149号 平成21年4月24日 平成21年度地域診療情報連携推進事業 に係る事業計画の提出について(依頼) 東京労働局労働基準部

平成21年4月27日

健康管理手帳所持者に対する健康診断 事業の公募に係る公示について

者さんと病院との問題であり保険者に の水田保険局長の答弁は「未収金は患 の民主党古川元久議員への厚生労働省 月十四日この問題をとりあげた国会で 動を行いました。 しかし平成十八年四

未収金の支払い義務は無い」という従

「不良債権」となり、保険者から医療

ここで未収金となればこの債権は

機関に譲渡された債権は現金に等しい

来の立場から出ないものでした。

意見も出る中でようやくマスコミ各社

ないし同価値性の喪失) 代物弁済は 価値が喪失して(現金と債権の代物性

そこで訴訟も辞さない、という強い

きません。しかし残念ながらこの問題 ますが、契約ですから当事者は良好な 省の役割があります。 昧な点がありました。 について今までは法律の解釈などで曖 信頼関係で運営されなければ円滑にい 後述するように医療契約の問題であり 医療費の問題は

四病協治療費未払問題検討委員会

なりました。私達病院側は 自己負担

保険者の未収金

医療

健保連など保険者も参加する事に

題の解決を検討する事になりました。 払問題検討委員会が設置され、この問 院や病院団体で解決できる問題ではな また病院の未収金の問題は一つの そこで四病院団体協議会治療費未 駆け込み出産、 問題を提起しました。 頼関係の構築、 機関、保険者、 徴収の法的な根拠、 への責任、 未収金の税法上の問題: 医師の応召義務、 被保険者、行政との信 ホームレス、外国人、 「善管注意義務」、

その他の

法律問題としての未収金とは

まず会員病院の実態調査としてアン

物弁済 (民法四八二条) とするもので もの) 現金に代わり債権という形で代 医療機関に現金で支払わねばならない 権の自費分を(本来であれば保険者が 保険者の被保険者に対する治療費請求 徴収という行為は法律的に保険者から 定めています。この自己負担金の窓□ 部負担金を保険医療機関に支払う事を は問題ありません。 なった債権を自ら行使するので法律上 あり、医療機関にとって自分のものに 病院への「債権譲渡説」を主張して、 病院などにて医療を受けた時に 康保険法と国民健康保険法によれ

千葉委員などとのパネルデスカッショ

ンを開催したり、日本医師会も診療所

平成十八年八月には衆議院議員清水鴻

郎氏、唐沢課長、そして当委員会の

年十一月と平成十九年二月厚生労働省

先に配布し、それに基づいて平成十七 ついて」として報告書をまとめて関係 における患者自己負担金の未収問題に ケートを行い、平成十八年八月「診療

ば

課長唐沢氏から意見をいただいたり、

理事会報告(5月)

理事のご意見をお聴きしたりと啓発活 の未収金のアンケート調査もされ今村

平成21年度総会に向けて、総務委員長より事業報告案、 委員長より決算報告案、監事により監査報告案についての説明 があり、審議の結果、総会の議案とすることが承認されました。 また、理事・監事候補者についても審議が行なわれ、総会議案 とすることが承認されました。

医療機関を対象とした緊急融資について、4月21日より経営環 境変化に伴う経営安定化資金の融資が始まりました。総務委員 会より融資の条件が他の貸付と比較しても有利となっているの で、資金確保に向けて本融資制度の積極的な活用について会員 病院にはぜひ検討いただくようにとのお願いがありました。

東京都病院学会は平成22年2月14日(日)に学会主題「医療再 生へのパラダイムシフト - 現実を踏まえて - 」とすることが木 村佑介学会長から発表があり、理事会で承認されました。

その他、総務委員会より、新型インフルエンザ国内発生に伴 い、会員への情報提供の手段の一つとして、ファックス一斉送 信システムの導入について報告がありました。

本年度も当協会は中学生の職場体験推進協議会の構成員とし て協力することが承認され、病院での職場体験を希望する中学 生の受入を実施していきます。会員各位におかれましては引き 続き本事業への協力をお願いします。

支払いを要求できるのであります。 効となりあらためて保険者に現金での

も取り上げはじめ国会での答弁も微妙

に変化して、平成十九年四月の当委員

働省の「検討会」は終了いたしました。 でも進展はみられませんでした。 平成 律的な解釈などはさけ、医師応召義務」 置(国保)、外国人の問題、診療所での 未収金の現状の調査、保険者の減免処 この問題の継続審議を確認して厚生労 未収金などの調査など行いましたが法 |十年六月に中間報告を発表して今後 しかし、残念ながらこの検討会では

開催する事となり、この検討会では学

に関する検討会」を平成十九年六月に

識経験者、法律家、四病協、日本医師

氏が出席され「医療機関の未収金問題 会に厚生労働省国民健康保険課長神田

未収金マニュアル」を一読下さい

次の方です。 木村病院 を刊行する事にしました。メンバーは 総合病院 プを立ち上げ「未収金マニュアル」 現在多くの病院で未収金対策マニュ その後当委員会は、ワーキンググル 駒木野病院 神マチ。(敬称略) 松沢秀治、 嬉泉病院 福井聡、 永寿

対応などが記載されています。 担金変更時の保険者とのトラブル

なりますので是非進めていきたいもの 当然の権利で保険者への意識の啓発に か」と反論された事を思い出します。 請求されている例は少ないではない つと思います。 厚労省との会議の中で 業者についての記載はきっとお役にた て記されています。特に委員会が最も 力をいれた「保険者徴収」、債権回収 金が発生してしまった後の対応につい 保険者徴収と病院は言うが、実際に 未収金回収マニュアル」では未収

考にさせていただきました。 アルが作られておりますがこれらも参

険資格喪失後の受診や生保での一部負 制度の活用、院内での体制、そして保 様化した支払方法の説明、 故、労災などの保険別の注意事項、 の基本的な留意点、また生保や交通事 まず「未収金発生防止」では受付時 公的な補助

# 東京電力

ヒトにも環境にも優しい、 そんな 施 設 であってほしい。

Switch!

優れた環境性・安全性・経済性。 介護・福祉施設もオール電化にSwitch!

でクリーンな電化厨房、高効率で経済的なヒートポンプ給湯機や 空調システムなど、オール電化が、ヒトにも環境にも優しいこれからの 施設づくりをお手伝いします。

[Switch!]×[病院、介護·福祉施設]

お問い合わせ:東京電力株式会社 法人営業部 都市エネルギーソリューション部 営業第四グループ TEL.03-6373-1111(代表) WWW.tepco-switch.com/biz

かしこの問題の根本的な解決はなお

保険者の減免制度の普及

の設置 (厚労省)

など対応の変化)

「医療機関の未収金問題に関する検

ドなどの検討

未収金問題の社会的な周知(厚労省

で す。

このマニュアルは、この問題の

てていただければ幸いです

委員会活動の成果

ております。

在の時点での集大成であると自負し

て健康保険制度を健全に進めるには政

いものがあり、

法的な基盤をかため

会務日誌・委員会報告(三・四・五月)

四月十四日

## 事務管理部会総会記念講演会のご案内 (東京都地域ケア体制整備構想・療養病床再編)

開催日:平成21年6月19日(金) 午後2時~午後4時30分 場:東医健保会館3階ホール

(JR総武線信濃町駅徒歩5分)

テーマおよび講師(講師はいずれも東京都福祉保健局)

「地域ケア体制備構想」

高齢社会対策部 事業推進担当副参事 小野 ベリ子氏

「療養病床の再編について」

医療政策部 医療改革推進担当副参事 櫻井 幸枝氏

費:会員 3,000円 非会員 6,000円 (当日会場にて申し受けます)

員: 先着120名

(定員になり次第締め切らせていただきます)

「平成21年度看護管理部会継続研修会」は、定員になりまし たので、締め切らせていただきました。

# 平成21年度東京都総合防災訓練のご案内

東京都の総合防災訓練の概要をお知らせいたします。 これまで参加実績のない病院のご参加もお待ちしております。 詳細については事務局にお問い合わせ下さい。

称:平成21年度 名

東京都・世田谷区・調布市合同総合防災訓練

第一回看護管理部会

五月十五日

第二回総務・経理委員会

第一回定期総会について

五月十二日

ホ |

ムページを活用した

四五号企画について

求人情報の掲載について

日 時:平成21年8月30日(日)

午前8時から正午まで(予定)

所:調布基地跡地(予定) 場

京王線飛田給駅徒歩10分

継続研修会について

看護師教育システムについて

最後に当委員会の活動の成果をあげ 出産にさいしての補助金が直接病院 高額医療費還付制度の改善 (患者さ 診察券のIT化の検討 (社会福祉力 是非ご一読してお役にた 治の役割が必要です。 平成二十一年度総平成二十一年五月二十

てみました。

# 成二十一年度総会開催 日

承認されました。 引き続き一般社団 補者を個別に紹介し、 法人東京都病院協会の議案として理 監事によって報告され、満場一致で 内藤誠二経理委員長および岸本晃男 て去る五月二十一日に開催されまし 平成二十年度決算報告・監査報告. 平成二十一年度総会は議長古畑正 議案は「平成二十年度事業報告」 それぞれ猪口正孝総務委員長、 副議長崎原宏副会長によっ 各々満場一致 副議長が候

んの一時支払金の減

に払われる事(産科での未収金対策)

第一回教育・倫理委員会 児童虐待問題について

四月十日

で理事・監事の承認が得られました。

後日報告します

第九回渉外・広報・会員組織委員会 広報紙一四三号反省および 四四号企画について

第一回慢性期医療委員会

四月二十七日

・二十一年度事業計画について

第九回慢性期医療委員会 月 平成二十一年度事業計画について 介護報酬改定説明会運営について 第九回事務管理部会

療養病床の転換について 慢性期入院医療について

三月二十六日

第一回環境問題検討委員会

四月二十四日

新型インフルエンザ対策について 産業医研修開催について 第一回医療安全推進委員会

四月十六日

推薦について

看護師教育システムについて 新年度事業計画について

依頼について

会員入退会及び他団体協賛の

第一回総務・経理委員会 新組織案について 般社団法人東京都病院協会

第五回看護管理部会

三月十三日

東京都地域医療対策協議会委員の

富士を借景とし、朝陽に迎えられる「武藏野タワーズ」 ※2008年4月撮影の眺望写真(現地上空約70m)に計画段階 の図面を基に描いた完成予想図を合成し、CG加工を施したも ので実際とは異なります。

## JR中央線「三鷹」駅 徒歩2分のツインタワー。「商業・医療・スポーツ・住宅」の複合開発。

JR中央線「三鷹」駅北口駅前にて、 第2期モデルルーム公開。

※1「スカイゲートタワー」からの徒歩分数となります。

第一回渉外・広報・会員組織委員会

広報紙一四四号反省および

四月三十日

療養病床の転換について 慢性期入院医療について

【営業時間】10:00~18:00(水曜定休) **ळ 0120-57**0

お問い合わせは「武蔵野タワーズ」マンションパビリオンまで